

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定（通所）

江戸川区（以下「甲」という。）と株式会社ついでる（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の管理する施設の一部を江戸川区地域防災計画に定める福祉避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（利用対象者）

第2条 本協定により開設する施設が受け入れる対象者（以下「要支援者」という。）は、次に掲げる避難行動要支援者のうち、社会福祉施設、医療機関等に入所又は入院することを要さない在宅者をいう。

（1）要介護認定3

（2）その他江戸川区長が認めた者

（家族等の支援者）

第3条 福祉避難所においては、前条に規定する者のほか、その者の避難所生活における支援等を行うために、必要な家族等の支援者（以下「支援者」という。）を受け入れるものとする。

（指定施設）

第4条 本協定に基づき、福祉避難所として指定する施設（以下「本件施設」という。）は以下のとおりとする。なお、要支援者の受入れは、4㎡につき1人（支援者がいる場合は4㎡につき2人）の収容を目安とする。

名称	所在地	使用床面積	収容人数
デイサービス絶好調	江戸川区一之江六丁目7番14号	48.6㎡	10人

（受入れ場所）

第5条 本件施設のうち要支援者及び支援者（以下「要支援者等」という。）の受入れ場所として使用する範囲は、別紙のとおりとする。

2 前項に規定する範囲のほか、本件施設の空床も使用するものとする。

（目的外使用の禁止）

第6条 甲は、本件施設を第1条に定める目的以外には使用しないものとする。

（福祉避難所として利用できる施設の周知）

第7条 甲は、本件施設を地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（福祉避難所の開設及び管理運営）

第8条 甲は、災害時において、福祉避難所として利用する必要が生じた場合、乙の指定した場所を福祉避難所として開設することができるものとする。

2 甲は、前項に基づき福祉避難所を開設する際、原則として福祉避難所開設通知書（第1号様式）によりその旨を通知するものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭又は電話により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、第2項の規定により福祉避難所の開設通知を受けた場合、福祉避難所を開設し、管理運営を行うものとする。

4 乙は、前項の管理運営において、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 要支援者等の日常生活上の支援及び相談

(2) 避難所の管理運営のために必要な当直者の配置

(3) 第2条及び第3条に規定する者の状況の急変等に対応できる体制の確保

(4) その他甲の要請により、乙が応じられる事項

5 甲は、乙に食料品、生活物資等を供給するものとする。

6 乙は、福祉避難所の管理運営に係る事故等の責任は負わないものとする。

(サービスの休止)

第9条 乙は、前条に基づく福祉避難所の開設通知があったときは、通所介護サービスの提供を休止し、福祉避難所の管理運営を行う。ただし、自ら被災する等やむを得ない事情がある場合についてはこの限りではない。

(施設の緊急点検)

第10条 乙は、江戸川区内のいずれかの地域で震度5強以上の地震が発生した場合、夜間、休日等の別を問わず、速やかに本件施設の緊急点検を行わなければならない。

2 乙は、前項に規定する緊急点検を行い、本件施設が福祉避難所として使用することができることの可否について、一次的判断を行い、甲にその状況等を報告する。

3 乙は、自らが被災する等やむを得ない事情により、利用者等の安全確保、本件施設の緊急点検に対応できない場合は、速やかにその状況を甲に報告するものとする。

(緊急対応要員)

第11条 乙は、福祉避難所を円滑に開設するため、乙の従業員から緊急対応要員を指名し、平常時においてあらかじめ甲に対して文書により報告するものとする。

2 緊急対応要員は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本件施設の閉館時における解錠

(2) 本件施設の緊急点検

(3) 発災初期における甲との連絡調整

(4) 要支援者等の受入れ

(避難者名簿の作成)

第12条 乙は、第2条及び第3条の規定により要支援者等を受け入れるときは、要支援者等の氏名、年齢、住所等を記載した避難者名簿を作成するものとする。

(ボランティアの派遣要請)

第13条 乙は、第2条に規定する者の生活に必要な援助を行うために必要があると認めるときは、甲に対して、ボランティアの派遣を要請できるものとする。

(利用対象者の避難手段)

第14条 第2条に規定する者の避難手段は、原則として支援者が行うものとする。ただし、支援者による移送が困難であると判断した場合は、甲が移送支援を行うものとする。

2 甲は、前項に規定する移送支援を行う場合、乙に協力を求めることができる。

(連絡責任者)

第15条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害時において、速やかに相互に連絡を取るものとする。

(情報の交換)

第16条 甲及び乙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

2 乙は、本件施設について、福祉避難所としての利用が不可能となる事由が生じた場合、又は本件施設の現状に重要な変更を加えようとする場合には、その旨を遅滞なく甲に報告する。

(開設期間)

第17条 避難所等の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙に対して使用許可期限延長の申請をするものとする。

(避難所等の終了)

第18条 甲は、災害の危険がなくなった場合、又は避難者を本件施設以外へ誘導した場合など、本件施設の避難所等としての利用を終了する際は、乙に福祉避難所使用終了届(第2号様式)を提出するとともに、本件施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

2 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(備蓄及び訓練)

第19条 甲及び乙は、災害時に備えて、飲料水及び食料等の備蓄に努めるものとする。

2 乙は、甲から要請があった場合には、甲が実施する防災訓練等に参加協力するものとする。

(費用負担)

第20条 福祉避難所の管理運営に係る費用及び避難者によって本件施設に生じた損害は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

3 甲が負担する管理運営に係る費用については、次の範囲とする。

(1) 要支援者及び支援者の支援に係る物資等の費用及び光熱費等

(2) 要支援者及び支援者の移送に係る燃料等の経費

(3) 第9条の規定によりサービスを休止したことによる損失補償

(4) その他の業務で、甲が必要と認めるもの

(請求及び支払)

第21条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、避難所使用費用請求書(第3号様式)により、請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときから1か月以内に、乙指定の金融機関口座に送金し、当該費用を支払うものとする。なお、送金手数料は甲の負担とする。

(意見交換会)

第22条 甲及び乙は、必要に応じ、本協定の実施について必要な意見交換会を開催し、必要があれば見直しを行うものとする。

(損害補償)

第 2 3 条 福祉避難所の開設及び管理運営業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和 4 1 年 6 月 7 日江戸川区条例第 1 0 号) によるものとする。

(有効期間)

第 2 4 条 本協定の有効期間は、協定締結日から 1 年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 2 5 条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定書は、2 通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 2 年 1 2 月 1 7 日

甲 東京都江戸川区中央一丁目 4 番 1 号

江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都港区三田五丁目 1 1 番 1 0 号サンヒルズビル 4F
株式会社ついでる
代表取締役 岩本 好史